

平成24年4月26日(木)

都道府県等消費者行政担当課長会議 説明資料

# 景品表示法等の執行について

平成24年4月  
消費者庁 表示対策課

# 景品表示法の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を確保するため、一般消費者に誤認される表示や過大な景品類の提供を禁止している(消費者庁移管に伴い、「競争法」から「消費者法」に変更。)

## 景品表示法第4条(不当な表示の禁止)

優良誤認  
(4条1項1号)

商品・役務の品質, 規格その他の内容についての不当表示

### 不実証広告規制(4条2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは, 事業者に対し, 期間を定めて, 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。  
⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には, 当該表示は不当表示とみなされる。

有利誤認  
(4条1項2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示  
(4条1項3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホーム等に関する不当な表示

## 景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止)

### 一般消費者告示(昭和52年告示第5号)

総付景品 = 商品の購入者等にもれなく提供する景品類

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価格の20%

### 懸賞景品告示(昭和52年告示第3号)

懸賞景品 = 商品の購入者等に対し、くじなどの偶然性、特定行為の優劣等によって提供する景品類

#### 一般懸賞

取引価額	景品類限度額(①、②両方の限度内)	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上高
5,000円以上	10万円	予定総額の2%

#### 共同懸賞

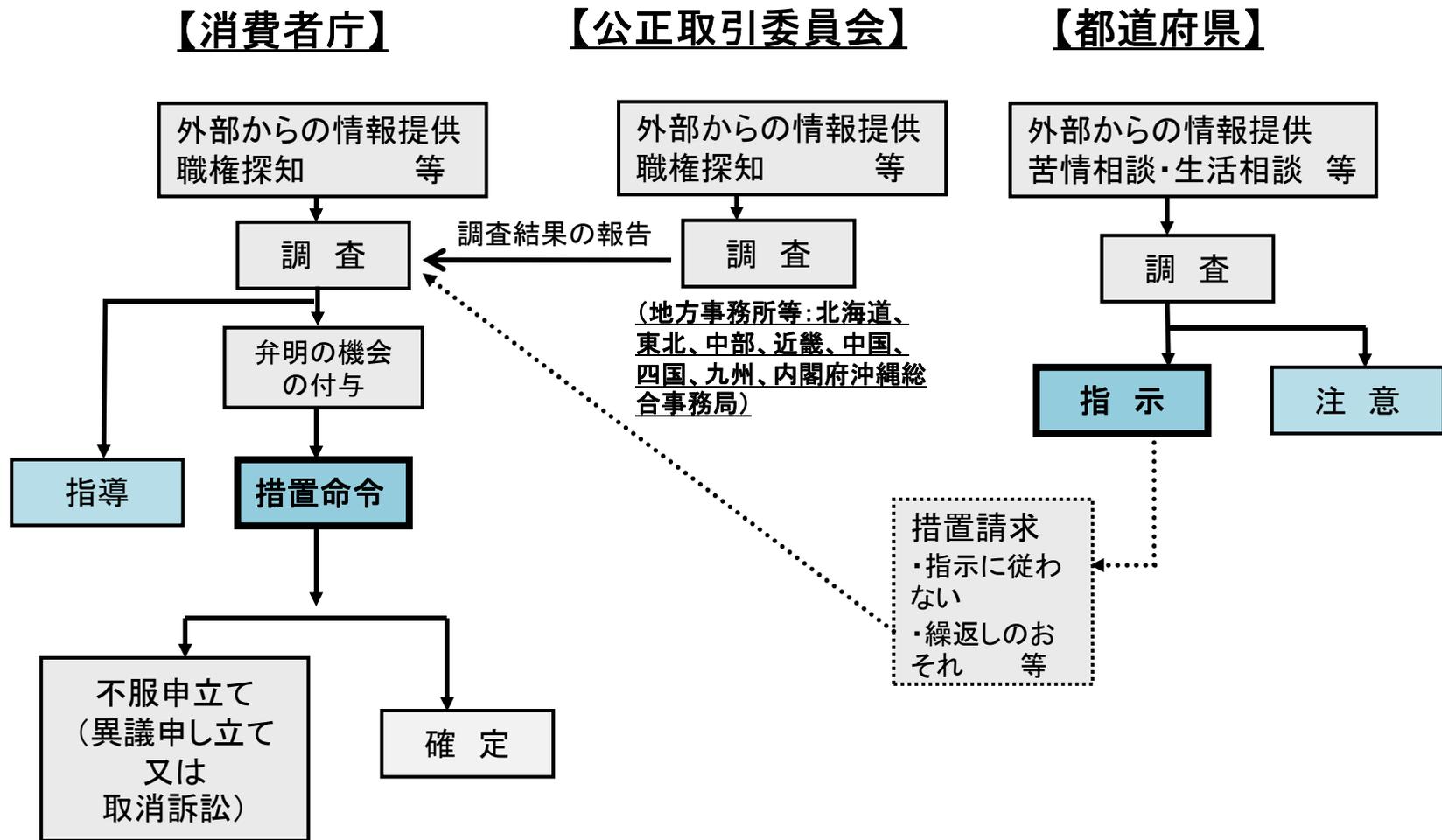
= 一定地域の同業者や商店街が共同実施

景品類限度額(①、②両方の限度内)	
①最高額	②総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

### 業種別景品告示

①新聞業、②雑誌業、③不動産業、④医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

# 景品表示法違反の事件処理手続



# 景品表示法の執行状況(平成24年3月末現在)

年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	合計	年度
国	10	22	27	21	28	32	56	52	12	20	28	308	国
都道府県	2	22	6	14	11	18	28	21	26	36	22	206	都道府県
北海道				2	1				1	2	3	9	北海道
青森												0	青森
岩手				1								1	岩手
宮城		13		1								14	宮城
秋田							1					1	秋田
山形							1					1	山形
福島		2						1				3	福島
茨城								1		1	1	3	茨城
栃木							1	3	1		6	12	栃木
群馬	1			1								2	群馬
埼玉							2	1				4	埼玉
千葉						2	1		1	1		5	千葉
東京					1	2	1		12	12	3	31	東京
神奈川						2	1	1			2	6	神奈川
新潟					1					3		4	新潟
富山												0	富山
石川												0	石川
福井												0	福井
山梨												0	山梨
長野					1	2						3	長野
岐阜				1	1			2	1	1		6	岐阜
静岡		1	2	3	1	3	4	3	1	1	1	20	静岡
愛知							2					3	愛知
三重												0	三重
滋賀												1	滋賀
京都				3			1	1	1		1	7	京都
大阪					1			2		1		4	大阪
兵庫			1	1	2	3	1	2	2			12	兵庫
奈良												0	奈良
和歌山											2	2	和歌山
鳥取							2					2	鳥取
島根										2		2	島根
岡山												0	岡山
広島												0	広島
山口							1	1				2	山口
徳島								4	1	1		6	徳島
香川				1			1					2	香川
愛媛							1		1		1	3	愛媛
高知		1			1				2			4	高知
福岡							1	1		1		3	福岡
佐賀	1	1	1		1	1	2	1		1		9	佐賀
長崎							1					1	長崎
熊本		2							1	2		5	熊本
大分		2	2			1					3	8	大分
宮崎											1	1	宮崎
鹿児島												0	鹿児島
沖縄										1		1	沖縄

## 平成23年度の措置命令事件

- ・ 中古自動車の走行距離・修復歴等に関する不当表示 7件
- ・ 学習塾の大学合格実績に関する不当表示 3件
- ・ 塩の製造方法等に関する不当表示 1件
- ・ 専門学校就職率に関する不当表示 1件
- ・ 住宅用太陽光発電システム設置による利回り等に関する不当表示 1件
- ・ スポーツクラブにおける浴場利用役務に関する不当表示 1件
- ・ 衣料品の販売価格に関する不当表示 5件
- ・ 干しそばの原材料に関する不当表示 1件
- ・ 美術品等の比較対照価格に関する不当表示 1件
- ・ 生食用かきを用いた料理の加工に関する不当表示 1件
- ・ 痩身効果を標ぼうする食品の効果・価格に関する不当表示 2件
- ・ 預託契約に基づくサービスの安全性に関する不当表示 1件
- ・ スクーバダイビングの教育コース料金に関する不当表示 1件
- ・ 化粧品の内容に関する不当表示 1件

## 景品表示法執行強化に向けた取組(1)

### 景品表示法執行NETシステム（平成24年4月開始）

霞ヶ関WAN、LGWANを用いて、景品表示法の違反被疑調査情報や事業者等からの事前相談情報等について、消費者庁・都道府県・公正取引委員会地方事務所との間で共有を図るもの。

同一案件に対して、国と都道府県又は複数の都道府県が相互に連絡のないまま調査等を進めてしまうような状況を防ぐことができる。また、調査等を進めている担当機関への迅速な情報の集約化が図られる。

#### ○共有する情報

- ・ 調査情報  
景品表示法被疑事案の調査の情報を入力・閲覧する。
- ・ 相談情報  
事業者等からの事前相談に関する情報を入力・閲覧する。

#### ○その他設定されている機能

- ・ 景品表示法の運用に関するQ&A  
都道府県等が問案を立て、消費者庁から回答を付す掲示板形式
- ・ 事業者名等による検索機能

## 景品表示法執行強化に向けた取組(2)

### その他

#### ○研修会

都道府県等で景品表示法の執行実務に従事している職員を対象に実施。

#### ○都道府県等担当者からの相談への対応

法令解釈、事業者からの事前相談への対応方針、事件調査に際しての解釈・事実確認上の問題等についての相談に随時対応。

#### ○景品表示法ブロック会議

都道府県、消費者庁、公正取引委員会地方事務所等の各担当者間の意見交換を実施。

## エステ・美容医療サービスに関する消費者問題について

- 医療機関も、景品表示法でいう「事業者」に該当する。
  - インターネット上の広告も、景品表示法でいう「表示」に該当する。
- ⇒ 医療機関が行うインターネット上の広告についても、  
景品表示法の規制対象。

医療機関が行うインターネット上の広告についても、不当表示の疑いがあるとの端緒が得られれば、積極的に調査を行っていただくことが望まれる。

消費者庁は、都道府県(景表法所管部局)に対し、医療機関が行う広告についても法執行の対象となることを徹底するとともに、不適切なインターネット上の表示について、自らも法執行を適切に行うこと。

(消費者委員会による建議(抜粋) 平成23年12月)

## 景品表示法に係る権限の都道府県の付与について

- 東京都を初めとする複数の都府県から、景品表示法に係る権限(措置命令及び表示の合理的根拠の提出要求)について、都道府県で行えるようにすべきとの要望がなされていたところ。
  - 平成23年10月～平成24年1月に開催された景品表示法ブロック会議において、都道府県の景品表示法担当部署から意見を聴取した。
  - 各都道府県からは、措置命令権限の付与、合理的根拠の提出要求権限の付与それぞれについて、様々な考えが聞かれた(合理的根拠の提出要求権限の付与については、37都道府県が賛成したが、措置命令権限の付与については、積極的に賛成したのが10都府県であり、そのうち付与を希望したのは3都府県に止まった)。
- ⇒ 方向性の異なる様々なご意見を頂戴したことから、これらを踏まえ、現在、消費者庁としての、本件への方針を検討しているところ。具体的には、希望する都道府県だけに権限を付与することができるのか検討している。検討が終わり次第ご報告したい。併せて、都道府県におかれても権限付与に係る意思がまとまるよう議論を進めていただけることを期待する。

## 家庭用品品質表示法について(1)

### ○地域主権改革の実施に伴う家庭用品品質表示法の改正

消費者庁長官から都道府県知事に移譲している事務(不適正表示に対する指示、公表、申出の受理・調査、報告徴収及び立入検査)のうち、主たる事務所及び店舗が一の市内のみにある販売業者(卸売業者を除く。)に関するものに限り、市長に移譲する。平成24年4月1日施行。

(改正の背景)

「地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)」に基く「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年8月30日法律第105号)」による「家庭用品品質表示法」の一部改正に伴うもの。

※改正の内容等については、既に各都道府県・家庭用品品質表示法担当部局へ連絡済。

## 家庭用品品質表示法について(2)

### ○なべ等とセット販売されるガラス製のふたの品質表示

従来、なべ等に用いるガラス製のふたについては、ふた単独で販売される場合に品質表示を義務付けており、なべ等とセットで販売されるガラス製ふたについては品質表示の省略を認めてきた。

⇒ 今後は、なべ等とセット販売の場合のガラス製ふたについても、品質表示を義務づけることとした。

- ・ただし、おおよそ1年間は、表示を行う事業者への周知期間
- ・平成24年3月に、関係行政機関と関係する業界団体等へ通知を発出済

上記に係る通知の内容を含み、ガラス製なべふたの取扱いに関する消費者に対する注意喚起を消費者庁HPに公表(平成24年4月13日)

※通知については、3月末に各都道府県・家庭用品品質表示法担当部局へ発出済。